

二項中「規定は、」を「規定は」に改め、「ついで」の下に「同法第七十四条の五第四号二、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定により石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油若しくは石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者又は同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者に石油製品等を譲渡する義務がある」と認められる者その他自己の事業に関し同項の規定により石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油若しくは石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者又は同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者と取引があると認められる者について、それぞれ「石油製品等」と、「の下に「同号二中「イ又はロ」とあるのは「イ」と、「原油等」とあるのはを、「石油製品等」と、「の下に「同号二中「イ又はロ」とあるのは「イ」と、「原油等」とあるのは「石油製品等」と、「を加え、同条第三項中」は、「を」は」に、「同法」を「同法」に、「第二百七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条の規定を」を「第二百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イ及びハに係る部分並びに第三号中同条第四号イに係る部分に限る。）及び第二百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第四号二の規定が準用される同項の原油、揮発油、灯油、軽油若しくは石油ガスその他のガス状炭化水素を同項の用



る。）及び第百三十条の規定を、同項の規定により同法第七十四条の五第四号二の規定が準用される同項の重油及び粗油を同項の用途に供する者に重油及び粗油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の重油及び粗油を同項の用途に供する者と取引があると認められる者は同号二に規定する者とみなして同法第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号二に係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、それぞれ」に改める。

第九十条の四の二第二項中「規定は、」を「規定は」に改め、「ついで」の下に「、同法第七十四条の五第四号二、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭をその免除に係る用途に供する者又は同項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭の販売業者に特定石炭を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭をその免除に係る用途に供する者又は同項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭の販売業者と取引があると認められる者について、それぞれ」を、「口に規定する」の下に「原油等」とあるのは「特定石炭」と、同号二中「イ又はロ」とあるのは「イ」と、「」を加え、同条第三項中「は、」を「は」に、「、同法」を「同法」に、「第百二十七条（第二号

及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。」及び第二百二十九条の規定を」を「第二百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イ及びハに係る部分並びに第三号中同条第四号イに係る部分に限る。）及び第三百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第四号二の規定が準用される同項の特定石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定石炭の販売業者に特定石炭を譲渡する義務がある」と認められる者その他自己の事業に関し同項の特定石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定石炭の販売業者と取引があると認められる者は同号二に規定する者とみなして同法第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号二に係る部分に限る。）及び第三百三十条の規定を、それぞれ」に改める。

第九十条の四の三第二項中「規定は、」を「規定は」に改め、「ついて」の下に「、同法第七十四条の五第四号二、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭等をその免除に係る用途に供する者又は同項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭等の販売業者に沖縄発電用特定石炭等を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭等をその免除に係る用途に供する者又は同項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭等の販

売業者と取引があると認められる者について、それぞれ」を、「口に規定する」の下に「原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭等」と、同号二中「イ又はロ」とあるのは「イ」と、「」を加え、同条第三項中「」は、「を」は「に」、「同法」を「同法」に、「第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四條の五第四号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九條の規定を」を「第二百二十八條（第二号中同法第七十四條の五第四号イ及びハに係る部分並びに第三号中同條第四号イに係る部分に限る。）及び第三百十條の規定を、前項の規定により同法第七十四條の五第四号二の規定が準用される同項の沖縄発電用特定石炭等を同項の用途に供する者又は同項の沖縄発電用特定石炭等の販売業者に沖縄発電用特定石炭等を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の沖縄発電用特定石炭等を同項の用途に供する者又は同項の沖縄発電用特定石炭等の販売業者と取引があると認められる者は同号二に規定する者とみなして同法第二百二十八條（第二号及び第三号中同法第七十四條の五第四号二に係る部分に限る。）及び第二百三十條の規定を、それぞれ」に改める。

第九十條の五第五項中「あるのは「特定石油製品等」と、」を「あり、及び」に改め、同條第六項中「第二百二十七條（第二号及び第三号中同法第七十四條の五第四号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九

条」を「第二百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イ及びハに係る部分並びに第三号中同条第四号イに係る部分に限る。）及び第三百十条」に改める。

第九十条の六第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第二百九条」を「第二百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イ及びハに係る部分並びに第三号中同条第四号イに係る部分に限る。）及び第三百十条」に改め、同条第四項中「あるのは「重油」と、」を「あり、及び」に改め、同条第五項中「第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第二百九条」を「第二百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イ及びハに係る部分並びに第三号中同条第四号イに係る部分に限る。）及び第三百十条」に改める。

第九十条の六の二第六項中「第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第二百九条」を「第二百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イ及びハに係る部分並びに第三号中同条第四号イに係る部分に限る。）及び第三百十条」に改める。

第九十条の六の三第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同

条第四項中「規定は、」を「規定は」に改め、「石油精製業者について」の下に「同法第七十四条の五第四号二、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定はその製造場について同項に規定する承認を受けた石油精製業者に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に關しその製造場について同項に規定する承認を受けた石油精製業者と取引があると認められる者について、それぞれ」を、「「非製品ガス」と、」の下に「同号二中「イ又はロ」とあるのは「イ」と、「原油等」とあるのは「原料」と、」を加え、同条第五項中「は、」を「は」に、「同法」を「同法」に、「第二百七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第二百九条の規定を」を「第二百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イ及びハに係る部分並びに第三号中同条第四号イに係る部分に限る。）及び第二百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第四号二の規定が準用される同項の石油精製業者に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に關し同項の石油精製業者と取引があると認められる者は同号二に規定する者とみなして同法第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号二に係る部分に限る。）及び第二百三十条の規定を、それぞれ」に改める。

第九十条の八、第九十条の八の二第一項から第四項まで及び第九十条の九第一項から第六項までの規定中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第九十条の十一第一項中「並びに第九十条の十一の三第一項及び第二項」を「第九十条の十一の三第一項及び第二項並びに第九十条の十二の二第一項及び第二項」に改める。

第九十条の十二第一項中「平成二十七年五月一日から平成二十九年四月三十日まで」を「平成二十九年五月一日から平成三十一年四月三十日まで」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で財務省令で定めるものをいう。）

イ 車両総重量が三・五トン以下の自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で財務省令で定めるものに適合するもの

ロ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え

十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので財務省令で定めるもの

第九十条の十二第一項第四号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「平成三十年揮発油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「平成十七年揮発油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中

量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第九十条の十二第一項第四号イ(2)を削り、同号イ(3)中「エネルギー消費効率（以下この条）の下に「及び次条第二項」を加え、「ロ(3)」を「ロ(2)」に、「百分の百二十」を「百分の百四十（平成三十年四月三十日までの間は、百分の百三十）」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第九十条の十二第一項第四号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第九十条の十二第一項第四号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同項第五号イ中「規定により」の下に「平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同法第四十一条の規定により」を加え、同号ロ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第九十条の十二第一項第五号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ハ中「七・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第九十条の十二第一項第五号二を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料とする乗用自動車をいい、第三号に掲げる検査自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十（平成三十年四月三十日までの間は、百分の百三十）を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第二項中「平成二十七年五月一日から平成二十九年四月三十日まで」を「平成二十九年五月一日から平成三十一年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)中「百分の百十」を「百分の百二十」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号二(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ニ(2)を削り、同号ニ(3)を同号ニ(2)とし、同項第二号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成三十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成三十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第九十条の十二第二項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ中「七・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) 平成三十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成三十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第九十条の十二第二項第二号ニ及びホを削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第三項中「平成二十七年五月一日から平成二十九年四月三十日まで」を「平成二十九年五月一日から平成三十一年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第九十条の十二第三項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百十を乗じて得た数値」を加え、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第九十条の十二第三項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第九十条の十二第三項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号二(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

- (ii) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第三項第一号二(2)を削り、同号二(3)を同号二(2)とし、同項第二号イ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年轻油軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年轻油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成

二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第九十条の十二第三項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ中「七・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二

十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第九十条の十二第三項第二号ニ及びホを削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス